



# 鳥取県公報

平成17年 8月30日(火)  
第 7 7 1 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|           |   |    |
|-----------|---|----|
| 告 示       | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (644) (西部総合事務所県民局) .....           | 1  |
|           | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (645) (協働推進室) .....                | 2  |
|           | 児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の<br>届出 (646) (東部福祉保健局) ..... | 2  |
|           | 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の<br>届出 (647) ( " ) .....  | 3  |
|           | 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の<br>届出 (648) ( " ) .....  | 3  |
|           | 指定居宅サービス事業者の指定 (649) ( " ) .....                      | 3  |
|           | 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (4件) (650~653) (景観まちづくり課) .....    | 4  |
|           | 農業振興地域の名称及び区域の変更 (654) (経営支援課) .....                  | 5  |
|           | 保安林の指定の解除予定 (655) (森林保全課) .....                       | 6  |
|           | 森林病虫害の駆除命令 (656) (鳥取地方農林振興局) .....                    | 6  |
|           | 松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (657) ( " ) .....                      | 7  |
| 選管告示      | 選挙管理委員会の招集 (42) .....                                 | 8  |
| 病院局告<br>示 | 口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正 (2) (総務課) .....                | 8  |
| 公 告       | 自衛官の募集 (防災危機管理課) .....                                | 9  |
|           | 平成17年度前期技能検定の合格者 (労働雇用課) .....                        | 11 |
| 調達公告      | 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....                             | 11 |

## 告 示

### 鳥取県告示第644号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年10月17日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日  
平成17年 8月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人パークよなご
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
森 正一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市弥生町 2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、米子市並びに周辺地域に対して、駐輪・駐車場の管理に関する事業を行い、町の美化、観光アドバンスによる町の活性化を進め、地域住民や観光客などの心身の安心と健康増進及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

**鳥取県告示第645号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年10月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日  
平成17年 8月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 千年の湯 吉岡温泉
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
懸樋 栄一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市吉岡温泉町749 - 1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、地域の自然、文化、伝統芸能、人材など地域資源を最大限に活用し、その中でも最も貴重な地域資源であり、千年の歴史を持つといわれる「温泉」を中心としたまちづくりを推進し、温泉情緒があふれた活力と個性際立つ地域となるよう地域住民と協働で積極的に活動する。そして、近隣地域の模範となるような「地域経営」を推進し、もって地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第646号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 8月30日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 名 称                  | 主たる事務所の所在地 | 児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称  | 児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地 | 児童居宅支援の種類 | 変更年月日       |
|----------------------|------------|----------------------|----------------------|-----------|-------------|
| 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター | 鳥取市三津876   | 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター | 鳥取市三津876             | 短期入所      | 平成17年 7月 1日 |

**鳥取県告示第647号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 8月30日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 名 称                  | 主たる事務所の所在地 | 身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称 | 身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地 | 身体障害者居宅支援の種類 | 変更年月日       |
|----------------------|------------|------------------------|-------------------------|--------------|-------------|
| 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター | 鳥取市三津876   | 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター   | 鳥取市三津876                | 短期入所         | 平成17年 7月 1日 |

**鳥取県告示第648号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 8月30日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 名 称                  | 主たる事務所の所在地 | 知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称 | 知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地 | 知的障害者居宅支援の種類 | 変更年月日       |
|----------------------|------------|------------------------|-------------------------|--------------|-------------|
| 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター | 鳥取市三津876   | 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター   | 鳥取市三津876                | 短期入所         | 平成17年 7月 1日 |

**鳥取県告示第649号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 8月30日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 氏名（名称及び代表者の氏名）                   | 住所（主たる事務所の所在地）    | 居宅サービス事業を行う事業所の名称 | 居宅サービス事業を行う事業所の所在地 | 居宅サービス事業の種類 | 指定年月日       |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------|-------------|
| 有限会社みずき<br>代表取締役<br>山崎 誠         | 鳥取市湖山町南<br>二丁目773 | デイサービス み<br>んなの家  | 鳥取市湖山町南<br>二丁目773  | 通所介護        | 平成17年 8月18日 |
| 都市開発工業株式<br>会社<br>代表取締役<br>有本 辰則 | 鳥取市国安83 -<br>6    | 生活サポートとっ<br>とり    | 鳥取市国安83 -<br>6     | 訪問介護        | 平成17年 8月20日 |

**鳥取県告示第650号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路 3・4・22号江津1号線
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第651号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
福部都市計画下水道 鳥取市公共下水道
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第652号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第

2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画土地区画整理事業 江津土地区画整理事業

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第653号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 2・2・112号正蓮寺公園

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第654号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、八頭町に係る農業振興地域（郡家地域、船岡地域及び八東地域）の名称及び区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部経営支援課及び八頭地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 8月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名 称  | 区 域  |
|------|--|
| 八頭地域 | <p>1 平成17年 3月31日町合併前の郡家町の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>(1) 西日本旅客鉄道株式会社因美線、町道宮谷下門尾線、町道育英小学校前線、県道河原郡家線福本と下門尾の境界、私都川左岸、福本農道、県道郡家鹿野気高線、若桜鉄道、久能寺916 - 2、同701 - 1、同703、安藤井手支線用水路、安藤井手幹線用水路、宮谷農道、宮谷180、同190 - 2、同200 - 1、同200 - 5、同200 - 2、国道29号線、町道奥谷郡家線、奥谷164 - 1、同189、同212 - 1、同212 - 2、同113、町道私都中央線、花原川左岸及び私都川左岸により囲まれる区域</p> <p>(2) 第1号図から第7号図までの赤色で着色した区域</p> <p>平成17年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成17年 3月31日町合併前の郡家町の林班番号42から44まで、53、55、59、62から66まで及び70の全部の区域並びに同林班番号20、21、24、25、30、31、35、39、41、45、47、48、51、52、54、56、57、</p> |

- 60、61、67から69まで、71から77まで、82から85まで、89、90及び94の一部の区域並びに平成17年1月11日現在の内源山及び深山本谷官行造林地の全部の区域
- 2 平成17年3月31日町合併前の八東町の区域のうち、次の区域（第8号図から第19号図までの赤色で着色した区域）を除いた区域
- 氷ノ山後山那岐山国定公園に係る特別保護地区及び特別地域、平成17年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成17年3月31日町合併前の八東町の林班番号2、5、6、20から27まで、29から32まで、37、39、47、51、54から56まで、58から61まで及び63から65までの全部の区域並びに同林班番号7、28、33から36まで、38、40、43、50、57、62、66から69まで、71、73及び74の一部の区域並びに平成17年1月11日現在の国有林の林班番号7、309から311まで及び323から326までの全部の区域並びに同林班番号8の一部の区域
- 3 平成17年3月31日町合併前の船岡町の区域のうち、次の区域（第20号図から第25号図までの赤色で着色した区域）を除いた区域
- 平成17年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成17年3月31日町合併前の船岡町に係る林班番号4から7まで、10、13から19まで、27から29まで、32から43まで、46から49まで、52から55まで及び57から64までの全部の区域並びに平成17年1月11日現在の引尾谷官行造林地の全部の区域

**鳥取県告示第655号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日野町中菅字堀尾1347の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第656号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年8月30日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 近 藤 元

- 1 区域及び期間
  - (1) 区域  
鳥取市及び岩美郡岩美町の各一部（別紙のとおりとする。）
  - (2) 期間

平成17年9月15日から平成18年3月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布又は薬剤によるくん蒸を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、鳥取地方農林振興局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**鳥取県告示第657号**

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 8月30日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 近 藤 元

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成17年9月15日から平成18年3月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却(炭化を含む。)を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては15ミリメートル)以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、鳥取地方農林振興局及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第42号

平成17年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成17年 9月 2日 (金) 午後 1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 第44回衆議院議員総選挙及び第20回最高裁判所裁判官国民審査について
  - (2) その他

## 病院局告示

### 鳥取県病院局告示第2号

平成11年鳥取県病院局告示第2号(口頭による開示請求ができる個人情報について)の一部を次のように改正し、平成17年8月30日から施行する。

平成17年 8月30日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後                                      |                     |                |                    | 改正前                                      |                     |                |                    |
|--|---------------------|----------------|--------------------|--|---------------------|----------------|--------------------|
| 口頭による<br>開示請求が<br>できる個人<br>情報取扱事<br>務の名称 | 開示する個<br>人情報の内<br>容 | 開示請求が<br>できる期間 | 開示請求<br>ができる<br>場所 | 口頭による<br>開示請求が<br>できる個人<br>情報取扱事<br>務の名称 | 開示する個<br>人情報の内<br>容 | 開示請求が<br>できる期間 | 開示請求<br>ができる<br>場所 |
| 職員採用選<br>考試験(看                           | 試験種目ご<br>との得点及      | 試験結果の<br>通知日から | 病院局総<br>務課         | 職員採用選<br>考試験(看                           | 第1次試験<br>の試験種目      | 第1次試験<br>の不合格者 | 病院局総<br>務課         |



|     |                |     |
|-----|----------------|-----|
| 護師) | び合計得点<br>並びに順位 | 1月間 |
|-----|----------------|-----|

なお、試験種目ごとの得点及び合計得点は、試験種目ごとの得点及び合計得点をそれぞれ100点満点に換算した得点によるものとする。

|        |                                     |   |
|--------|-------------------------------------|---|
| 護婦(士)) | ごとの得点<br>及び合計得点並びに第1次試験における順位       | にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間 |
|        | 第2次試験の試験種目ごとの得点                     | 最終試験結果の通知日から1月間                                     |
|        | 第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位 | ”   |

なお、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点は、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点をそれぞれ100点満点に換算した得点によるものとする。

## 公 告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成17年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成17年 8月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 採用する自衛官及び採用予定数

| 区分   | 10月入隊隊員 (男性) | 3・4月入隊隊員 (男性) | 3・4月入隊隊員 (女性) |
|------|--------------|---------------|---------------|
| 二等陸士 | -            | 約30名          | 若干名           |
| 二等海士 | 若干名          | 約5名           | 若干名           |
| 二等空士 | 若干名          | 約10名          | 若干名           |

2 募集期間

- (1) 10月入隊隊員 (男性)  
平成17年9月7日 (水) まで
- (2) 3・4月入隊隊員 (男性)  
平成17年9月16日 (金) まで
- (3) 3・4月入隊隊員 (女性)  
平成17年9月8日 (木) まで

## 3 試験期日

- (1) 10月入隊隊員 (男性)  
平成17年9月8日 (木)
- (2) 3・4月入隊隊員 (男性)  
平成17年9月20日 (火) 及び同月21日 (水)
- (3) 3・4月入隊隊員 (女性)  
平成17年9月26日 (月)

## 4 試験種目

- (1) 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文)、口述試験及び適性検査 (筆記式)
- (2) 身体検査

## 5 試験場

- (1) 10月入隊隊員 (男性)
  - ア 筆記試験、口述試験及び適性検査  
西部会場：米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地
  - イ 身体検査  
西部会場：米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地
- (2) 3・4月入隊隊員 (男性)
  - ア 筆記試験、口述試験及び適性検査
    - (ア) 東部会場：鳥取市富安二丁目89 - 4 鳥取第1地方合同庁舎 (2F・6F会議室)
    - (イ) 西部会場：米子市両三柳3192 - 14 鳥取県立武道館 (会議室、研修室1～3)
  - イ 身体検査
    - (ア) 東部会場：岡山県勝田郡奈義町滝本 陸上自衛隊日本原駐屯地
    - (イ) 西部会場：米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地
- (3) 3・4月入隊隊員 (女性)  
米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

## 6 合格発表予定

- (1) 10月入隊隊員 (男性)  
平成17年9月中旬
- (2) 3・4月入隊隊員 (男性)  
平成17年11月中旬
- (3) 3・4月入隊隊員 (女性)  
平成17年11月18日

## 7 採用予定

- (1) 10月入隊隊員  
平成17年10月下旬
- (2) 3・4月入隊隊員 (男性・女性)  
平成18年3月下旬又は4月上旬

## 8 応募資格

10月入隊を希望する者においては平成17年10月1日現在、3・4月入隊を希望する者においては平成18年4月1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

#### 9 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方連絡部（0857 - 23 - 2251）
- (3) 自衛隊鳥取募集案内所（0857 - 26 - 4019）
- (4) 自衛隊倉吉募集事務所（0858 - 26 - 2900）
- (5) 自衛隊米子募集事務所（0859 - 33 - 2440）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により実施した平成17年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成17年 8月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 3級技能検定合格者

##### 園芸装飾

###### 室内園芸装飾作業

A 甲0002 A 甲0004 A 甲0010 A 甲0012 A 甲0014 A 甲0016  
A 甲0017

##### 造園

###### 造園工事作業

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0031  
A 甲0033 A 甲0035 A 甲0036 A 甲0037 A 甲0038 A 甲0039  
A 甲0040 A 甲0041 A 甲0042 A 甲0043 A 甲0044 A 甲0046  
A 甲0047 C 0001 C 0002

##### 機械保全

###### 機械系保全作業

A 甲0003

##### 電子機器組立て

###### 電子機器組立て作業

A 甲0002 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0012 A 甲0015 A 甲0018  
A 甲0022 A 甲0024 A 甲0025 A 甲0027 A 甲0028

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 8月30日

## 1 調達内容

## (1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 携帯型コンピュータ 34台

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

## (2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

## (3) 借入期間

平成17年10月1日から平成21年9月30日まで

## (4) 納入期限

平成17年9月30日(金)

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当りの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち、リース又はレンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を1の(4)の納入期限までに1の(5)の納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年8月30日(火)から同年9月21日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

## (1) 問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (内線2225)

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年8月30日(火)から同年9月5日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

## (3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年 9月21日 (水) 午後1時30分 (ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月20日 (火) 午後5時までとする。

鳥取県警察本部入札室 (鳥取県警察本部庁舎 2階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年 9月 8日 (木) 午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

